

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

（２）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区 域

別添付図のとおり

（２）期 間

令和 7 年 6 月 4 日～令和 7 年 8 月 12 日

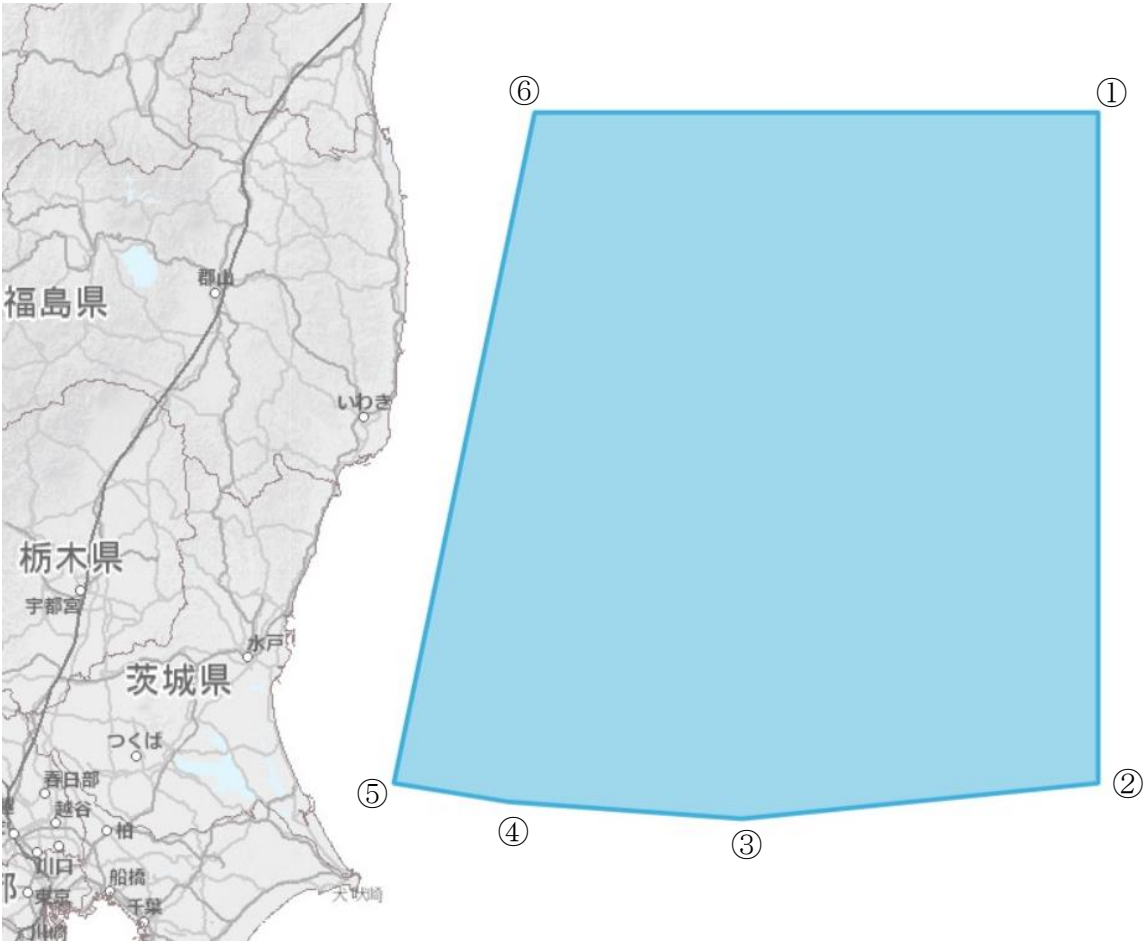
3 水路測量の実施方法

音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	37 °	54 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
2	36 °	00 ′	00 ″	143 °	30 ′	00 ″
3	35 °	54 ′	00 ″	142 °	14 ′	00 ″
4	35 °	57 ′	00 ″	141 °	24 ′	00 ″
5	36 °	00 ′	00 ″	141 °	00 ′	00 ″
6	37 °	54 ′	00 ″	141 °	30 ′	00 ″

背景図：海上保安庁、 (C) Esri Japan